

今治市建設工事指名停止措置要綱

平成17年1月16日制定

今治市要綱第18号

(趣旨)

第1条 この要綱は、市が発注する建設工事並びに建設事業に直接関係する調査、測量及び設計業務（以下「市工事」という。）の契約に係る入札の公正な執行と契約の適正な履行を確保するため、今治市契約規則（平成17年今治市規則第63号）第4条（同規則第34条において準用する場合を含む。）に基づき、入札参加資格の認定を受けた者（以下「有資格業者」という。）に対する指名停止（一定の期間、一般競争入札にあつては入札参加資格を認めず、指名競争入札にあつては指名の対象外とする措置をいう。以下同じ。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(指名停止)

第2条 市長は、有資格業者が別表第1及び別表第2の各項（以下「別表各項」という。）に掲げる措置要件のいずれかに該当するときは、情状に応じて別表各項に定めるところにより期間を定め、当該有資格業者について指名停止を行うものとする。

2 市長は、前項の規定により指名停止を行ったときは、市工事の契約のため一般競争入札を行うに際し、当該指名停止に係る有資格業者の当該一般競争入札に係る入札参加資格を認めてはならない。

3 市長は、第1項の規定により指名停止を行ったときは、市工事の契約のため指名を行うに際し、当該指名停止に係る有資格業者を指名してはならない。

4 市長は、第1項の規定により指名停止を行った場合において、当該指名停止に係る有資格業者を現に指名しているときは、当該指名を取り消すものとする。

(下請負人及び共同企業体に関する指名停止)

第3条 市長は、前条第1項の規定により指名停止を行う場合において、当該指名停止について責任を負うべき有資格業者である下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人について、元請負人の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せて行うものとする。

2 市長は、前条第1項の規定により共同企業体について指名停止を行うときは、当該共同企業体の有資格業者である構成員（明らかに当該指名停止について責任を負わないと認められる者は除く。）について、当該共同企業体の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せて行うものとする。

3 市長は、前条第1項又は前2項の規定による指名停止に係る有資格業者を構成員に含む共同

企業体について、当該指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を行うものとする。

4 前条第2項から第4項までの規定は、前3項の場合について準用する。

(指名停止の期間の特例)

第4条 有資格業者が1の事案により別表各項の措置要件の2以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもって、それぞれ指名停止の期間の短期及び長期とする。

2 別表第1及び別表第2の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合における指名停止の期間の短期は、これらの表に規定する期間の短期の2倍（当該短期の2倍が36月を超える場合は36月）までの期間とすることができる。

(1) 別表第1各項又は別表第2各項の措置要件に該当して指名停止を受けた有資格業者が、当該指名停止の期間の満了後1年を経過するまでの間（当該指名停止期間中を含む。）に別表第1各項又は別表第2各項の措置要件に該当することとなったとき。

(2) 別表第2第1項又は第2項若しくは第3項の措置要件に該当して指名停止を受けた有資格業者が、指名停止の期間の満了後3年を経過するまでの間に別表第2第1項又は第2項若しくは第3項の措置要件に該当することとなったとき（前号に掲げる場合を除く。）。

3 市長は、有資格業者について情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各項及び前2項の規定による指名停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該短期の2分の1まで短縮することができる。

4 市長は、有資格業者について、極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各項及び第1項の規定による長期を超える指名停止の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該長期の2倍（当該長期の2倍が36月を超える場合は36月）まで延長することができる。

5 市長は、指名停止の期間中の有資格業者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、別表各項及び前各項に定める期間の範囲内で指名停止の期間を変更することができる。

6 市長は、第5条第2項の規定に基づく改善措置の報告を徴した場合で、改善措置が講じられたことを確認した場合は指名停止期間満了時に当該指名停止を終了し、改善措置が講じられていないと判断した場合は、指名停止期間満了後も、改善措置が講じられるまでの間、指名停止を継続するものとする。

7 市長は、指名停止期間が満了した有資格業者について、極めて悪質な事由が明らかとなったときは、当初の指名停止期間を変更したと想定した場合の期間から、当初の指名停止期間を控

除した期間をもって、新たに指名停止を行うことができるものとする。

- 8 市長は、指名停止の期間中の有資格業者が、当該事案について責任を負わないことが明らかとなったと認めるときは、当該有資格業者について指名停止を解除するものとする。

(指名停止の通知)

第5条 市長は、第2条第1項若しくは第3条第1項から第3項までの規定により指名停止を行い、前条第5項の規定により指名停止の期間を変更し、同条第7項の規定により新たに指名停止を行い、又は同条第8項の規定により指名停止を解除したときは、当該有資格業者に対し遅滞なく通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により指名停止の通知をする場合において、当該指名停止の事由が市工事に關するものであるときは、必要に応じ改善措置の報告を、別表第2第4項(1)又は(6)から(10)までのいずれかの措置要件に該当し指名停止を行ったときは、指名停止期間の満了日の1月前までに暴力団との関係を絶った旨の誓約書及び改善措置の報告を徴するものとする。

- 3 市長は、前条第6項の規定により指名停止を終了したとき又は指名停止を継続したときは、当該有資格業者に対し通知するものとする。

(随意契約の相手方の制限)

第6条 市長は、指名停止の期間中の有資格業者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、やむを得ない事由があると認めるときは、この限りでない。

(下請等の禁止)

第7条 市長は、指名停止の期間中の有資格業者が市工事の全部若しくは一部を下請し、若しくは受託し、又は完成保証人となることを承認してはならない。ただし、特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(指名停止に至らない事由に関する措置)

第8条 市長は、指名停止に至らない場合において、必要があると認めるときは、当該有資格業者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

(苦情申立て)

第9条 第2条第1項若しくは第3条第1項から第3項までの規定による指名停止又は前条の規定による警告又は注意の喚起の措置を受けた者は、当該措置について、書面により苦情を申し立てることができる。

(指名停止措置の特例)

第10条 第2条第1項又は第3条第1項から第3項までの規定による指名停止の期間中の有資格業者から、合併、分割、営業譲渡等により業務を受け継いだ有資格業者は、当該指名停止の期間中、指名停止の措置を受けたものとみなす。

(準用)

第11条 この要綱は、市が行う製造の請負、財産の買入れ又は売払い、物品の借入れ又は貸付その他の契約について準用する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年1月16日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日の前日までに、合併前の今治市建設工事指名停止措置要綱、玉川町建設工事指名停止処分要綱（平成9年玉川町要綱第4号）、大西町建設工事指名停止処分要綱、吉海町建設工事指名停止処分要綱（平成9年吉海町要綱第6号）、宮窪町建設工事指名停止処分要綱、伯方町建設工事指名停止処分要綱（平成10年伯方町要綱第4号）又は大三島町建設工事指名停止処分要綱（昭和63年大三島町要綱第3号）の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成18年4月1日要綱）

(施行期日)

1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の今治市建設工事指名停止措置要綱により行った措置、手続その他の行為は、なお従前の例による。

附 則（平成18年8月17日要綱）

この要綱は、平成18年9月1日から施行し、改正後の第10条の規定は、同日以降に合併、分割、営業譲渡等により業務を受け継いだ有資格業者について適用する。

附 則（平成21年4月1日要綱）

(施行期日)

1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の行為に係るものについて適用し、同日前に行われた行為に係るものについては、なお従前の例による。ただし、改正後の第4条第2項及び第4項の規定の適用については、この限りでない。

附 則（平成21年7月10日要綱）

この要綱は、平成21年7月10日から適用する。

附 則（平成22年6月29日要綱）

この要綱は、平成22年7月1日から施行し、改正後の第4条及び別表第2の規定は、同日以後の行為に係るものについて適用する。

附 則（平成22年12月22日要綱）

この要綱は、平成22年12月22日から施行し、改正後の別表第2の規定は、同日以後の行為に係るものについて適用する。

附 則（平成25年3月8日今治市要綱）

この要綱は、平成25年3月8日から施行する。

別表第1（第2条、第4条関係）

市内において生じた事故等に基づく措置基準

措 置 要 件	期 間
<p>（虚偽記載）</p> <p>1 市工事の契約に係る競争入札において、入札参加資格確認申請書、入札参加確認資料その他の入札前の調査資料に虚偽の記載をし、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 2月以上12月以内</p>
<p>（粗雑工事）</p> <p>2 次に掲げる工事の施工に当たり、工事（建設工事並びに建設工事に関する調査、測量及び設計の業務をいう。以下同じ。）を粗雑にしたと認められるとき。</p> <p>（1） 故意による粗雑工事</p> <p>ア 市工事</p> <p>イ 県内における工事で市工事以外のもの（以下「一般工事」という。）</p> <p>（2） 過失による粗雑工事</p> <p>ア 市工事</p> <p>イ 一般工事</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>4月以上24月以内 2月以上12月以内</p> <p>2月以上12月以内 1月以上6月以内</p>
<p>（市工事に係る契約違反等）</p> <p>3 第2項に掲げる場合のほか、市工事の契約の締結又は履行に当たり、契約若しくは建設業法（昭和24年法律第100号）に違反し、又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1月以上12月以内</p>
<p>（公衆損害事故）</p> <p>4 次に掲げる工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えたと認められるとき。</p> <p>（1） 市工事（軽微な損害を除く。）</p> <p>（2） 一般工事（重大事故であると認められるとき。）</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>1月以上12月以内 1月以上6月以内</p>
<p>（工事関係者事故）</p> <p>5 次に掲げる工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。</p> <p>（1） 市工事</p> <p>（2） 一般工事（重大事故であると認められるとき。）</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>1月以上8月以内 1月以上4月以内</p>

別表第2（第2条、第4条、第5条関係）

贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措 置 要 件	期 間
<p>(贈賄)</p> <p>1 次に掲げる者が贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(1) 市職員に対する贈賄</p> <p>ア 有資格業者である個人又は有資格業者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。以下「代表役員等」という。）</p> <p>イ 有資格業者の役員（執行役員を含む。）又はその支店若しくは営業所（常時工事の請負契約を締結する事務所をいう。）を代表する者で、アに掲げる者以外のもの（以下「一般役員等」という。）</p> <p>ウ 有資格業者の使用人で、イに掲げる者以外のもの（以下「使用人」という。）</p> <p>(2) 県内の市以外の公共機関の職員に対する贈賄</p> <p>ア 代表役員等</p> <p>イ 一般役員等</p> <p>ウ 使用人</p> <p>(3) 県外の公共機関の職員に対する贈賄</p> <p>ア 代表役員等</p> <p>イ 一般役員等</p> <p>ウ 使用人</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>18月以上36月以内</p> <p>16月以上30月以内</p> <p>14月以上24月以内</p> <p>16月以上36月以内</p> <p>14月以上30月以内</p> <p>12月以上24月以内</p> <p>6月以上24月以内</p> <p>5月以上15月以内</p> <p>4月以上10月以内</p>
<p>(独占禁止法違反行為)</p> <p>2 次に掲げる事項に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条又は第8条第1号に違反し、契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p> <p>(1) 市工事</p> <p>(2) 県内における業務（市工事に関する場合を除く。）</p> <p>(3) 県外における業務</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>18月以上36月以内</p> <p>14月以上36月以内</p> <p>6月以上24月以内</p>
<p>(談合又は競売入札妨害)</p> <p>3 有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人が、次の(1)の契約に関し又は(2)若しくは(3)において、談合若しくは競売入札妨害の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(1) 市工事</p> <p>(2) 県内（市工事の契約に関する場合を除く。）</p> <p>(3) 県外</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>14月以上36月以内</p> <p>12月以上36月以内</p> <p>4月以上24月以内</p>
<p>(暴力団関係者等)</p> <p>4 次の(1)から(12)のいずれかに該当するとき</p>	<p>当該認定をした日から</p>

<p>(1) 有資格業者である個人又は有資格業者の代表役員等、一般役員等若しくは経営に事実上参加し若しくは実質的に経営を支配している者（以下「有資格業者等」という。）が、暴力団関係者（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団の関係者をいい、今治市暴力団排除条例（平成22年今治市条例第50号）第2条第3号に規定する暴力団員等を含む。）であると認められるとき。</p>	<p>12月以上24月以内 ただし、期間満了時において改善措置が講じられていないときは、改善措置が講じられるまでの間</p>
<p>(2) 有資格業者等が、暴力団の威力を背景として、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則第1条各号に掲げる行為（以下「暴力的不法行為等」という。）を行ったと認められるとき。</p>	<p>12月以上24月以上</p>
<p>(3) 有資格業者等が、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる団体、法人等（以下「暴力団等」という。）に暴力的不法行為をさせたと認められるとき。</p>	<p>12月以上24月以内</p>
<p>(4) 有資格業者等が、暴力団対策法第2条第8号に規定する準暴力的要求行為を行い、又は同法第10条の規定に違反する行為を行ったと認められるとき。</p>	<p>8月以上18月以内</p>
<p>(5) 有資格業者等が、暴力団対策法第2条第7号に規定する暴力的要求行為に関与したと認められるとき。</p>	<p>8月以上18月以内</p>
<p>(6) 有資格業者等が、暴力団等に関して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団等の維持運営に協力し、若しくは関与したと認められるとき。</p>	<p>6月以上18月以内 ただし、期間満了時において改善措置が講じられていないときは、改善措置が講じられるまでの間</p>
<p>(7) 有資格業者等が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に債務の履行を強要し、若しくは損害を加える目的をもって暴力団の威力又は暴力団等を利用したと認められるとき。</p>	<p>6月以上12月以内 ただし、期間満了時において改善措置が講じられていないときは、改善措置が講じられるまでの間</p>
<p>(8) 有資格業者等が、暴力団等であると知りながら、暴力団等と下請契約や資材等の購入契約を締結するなど暴力団等を不当に利用したと認められるとき。</p>	<p>6月以上12月以内 ただし、期間満了時において改善措置が講じられていないときは、改善措置が講じられるまでの間</p>
<p>(9) 有資格業者等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。</p>	<p>6月以上12月以内 ただし、期間満了時において改善措置が講じられていないときは、改善措置が講じられるまでの間</p>

<p>(10) 有資格者が、愛媛県暴力団排除条例（平成22年愛媛県条例第24号）第21条に基づき、公安委員会から公表されたとき。</p> <p>(11) 上記を除くほか、有資格業者である個人又は有資格業者の役員、使用人若しくは実質的に経営に参加し若しくは経営を支配している者が、義務に関し暴力行為等を行ったと認められるとき。</p> <p>(12) 市工事の施工にあたり、暴力団等から不当介入を受けながら、市への報告及び警察への届出を怠ったとき。</p>	<p>6月以上12月以内 ただし、期間満了時において改善措置が講じられていないときは、改善措置が講じられるまでの間</p> <p>4月以上18月以内</p> <p>1月以上6月以内</p>
<p>(建設業法違反)</p> <p>5 市工事以外の工事の施工に当たり、建設業法に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1月以上9月以内</p>
<p>(廃棄物処理法違反)</p> <p>6 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p> <p>(1) 不法投棄</p> <p>(2) 上記以外の廃棄物処理法違反</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>6月以上24月以内</p> <p>4月以上24月以内</p>
<p>(不正又は不誠実な行為)</p> <p>7 別表第1及び前各項に掲げる場合のほか、次に掲げる事項に該当し、契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p> <p>(1) 業務に関し不正又は不誠実な行為を行ったとき。</p> <p>(2) 代表役員等が禁錮以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁錮以上の刑若しくは刑法（明治40年法律第45号）の規定による罰金刑を宣告されたとき。</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>2月以上18月以内</p> <p>2月以上18月以内</p>